

デジタル統括室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(令和5年8月分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度 大阪市データ活用方針策定支援業務委託	情報処理	株式会社日立製作所関西支社	16,093,000	令和5年8月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	(G5)	—
2	令和5年度 大阪市ホームページ運用管理システム等運用保守業務委託	情報処理	キステム株式会社	17,696,910	令和5年8月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	(G4)	—
3	令和5年度 音声認識技術を活用した実証(区役所巡回法律相談電話予約受付)業務委託	情報処理	株式会社サイバーエージェント	9,075,000	令和5年8月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	(G4)	—

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和5年度 大阪市データ活用方針策定支援業務委託

- 2 契約の相手方
株式会社日立製作所関西支社

- 3 随意契約理由
大阪市データ活用方針策定支援業務委託は、高度で専門的な技術力が求められることから、公募型プロポーザル方式により、事業者の技術力や経験、創意工夫等によって最も優れた成果を期待できる企画提案を比較して、予め事業者を選定するため。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G5)

- 5 担当部局
デジタル統括室戦略担当データマネジメントグループ（電話番号 06-6208-7735）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和5年度 大阪市ホームページ運用管理システム等運用保守業務委託

- 2 契約の相手方
キシステム株式会社

- 3 随意契約理由
キシステム株式会社は、現行ホームページ運用管理システムの開発・運用保守業者であることから、本業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるため。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G4)

- 5 担当部局
デジタル統括室基盤担当基盤グループ（電話番号 06-6543-7122）

随意契約理由書

1 案件名称
令和5年度 音声認識技術を活用した実証（区役所巡回法律相談電話予約受付）業務委託

2 契約の相手方
株式会社サイバーエージェント

3 随意契約理由
株式会社サイバーエージェントは、令和4年度から公募型プロポーザル方式により、音声認識技術の活用に向けた実証業務委託契約を履行し、令和5年度も継続して自動応答シナリオや読み上げ速度など応答精度向上に向けた実証を、令和5年度音声認識技術を活用した実証（市民局各種相談電話予約受付）業務委託において実施しているところである。本契約は、音声認識技術の活用に向けた実証において、より多くの対応実績を得るため、令和5年度音声認識技術を活用した実証（市民局各種相談電話予約受付）業務委託における各種相談電話予約受付業務と類似業務である各区役所で行う巡回法律相談の電話予約受付業務に拡大するもので、効果的・効率的な実証と確実な検証を行うため、同一環境での実証を行うことが必要不可欠であり、音声認識技術の活用に向けた実証業務において密接不可分の関係にあることから、当該事業者以外に履行させた場合、市民向け電話予約自動受付サービスの環境を改めて構築する必要性が生じ、受付頻度、受電数、対応部署及び職員数の拡大に伴う影響の検証を正しく行うことができず、業務に著しい支障が生じるため同社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G4)

5 担当部局
デジタル統括室DX推進担当デジタルサービスグループ（電話番号 06-6208-7646）